

『三朝町震災に強いまちづくり促進事業補助金』 ブロック塀等の撤去、改修にかかる補助金計算例

1 補助の対象工事と補助額

(1) 全部撤去又は高さ 60cm 以下になるよう撤去（安全が確保できるものに限る）する工事見積額と基準額（9,000 円/m）のいずれか少ない額の 2/3、（千円未満は切り捨て）。

ただし、1 敷地につき 150,000 円を限度とする。

(2) 危険なブロック塀等の撤去後に軽量なフェンス・生垣に改修する工事見積額と基準額（25,000 円/m）のいずれか少ない額の 1/3、（千円未満は切り捨て）。

ただし、1 敷地につき 100,000 円を限度とする。

※1 (1) と (2) を両方行う場合は、合計の額とします。

※2 次の場合は、補助対象となりませんので御注意ください。

① 既存のブロック塀を補強、修繕する場合

【例】ブロック塀にひびが入っているので修理したい→補助対象外

ブロック塀が倒れないように補強したい→補助対象外

ブロック塀を延長して設置したい→補助対象外

ブロック塀を撤去して、新たに軽量フェンスを設置したい→補助対象

② 町から補助金の交付決定通知を受ける前に工事着手した場合

2 補助金の計算例

(1) ブロック塀の撤去

A：撤去工事費用見積額

⇒300,000 円（税込）

B：撤去する塀の長さ 20m

⇒基準額 9,000 円×20m=180,000 円

AとBのいずれか少ない額=180,000 円 (B)

⇒180,000 円×2/3=120,000 円

C：補助限度額 150,000 円

⇒ 最も低い
120,000 円が
補助金額です。

(2) 軽量なフェンス・生垣へ改修

D：改修工事費用見積額

⇒400,000 円（税込）

E：改修するフェンス等の長さ 20m

⇒基準額 25,000 円×20m=500,000 円

DとEのいずれか少ない額=400,000 円 (D)

⇒400,000 円×1/3=133,333 円→133,000 円

F：補助限度額 100,000 円

⇒ 最も低い
100,000 円が
補助金額です。

(1) と (2) の両方をする場合は、

(1) 120,000 円と **(2) 100,000 円**の合計額の **220,000 円**が補助金額になります。